

山梨県の水痘の発生状況について (中北保健所管内 警報レベル入り)

令和 8 年 7 月 16 日作成
山梨県感染症対策センター

令和 8 年第 28 週 (7 月 6 日～7 月 12 日) の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

水痘の定点あたり報告数 中北保健所管内：2.71^{※1}

警報レベル基準値の 2.00 以上となったことから、中北保健所管内は水痘の警報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【中北保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 19 人 $19 \text{ 人} \div 7 \text{ 医療機関} = 2.71$

※2 保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 以上 注意報レベル
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 2.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
28 週 (7/6～7/12)	1.10	2.71	0.00	0.00	0.75	0.25
27 週 (6/29～7/5)	0.48	0.00	0.00	0.00	0.25	0.00
26 週 (6/22～6/28)	0.19	0.43	0.00	0.00	0.25	0.00
25 週 (6/15～6/21)	0.19	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00
24 週 (6/8～6/14)	0.38	0.00	0.00	0.00	1.75	0.25

【直近の警報レベル入り】

令和 2 年第 28 週 (7/6～7/12) のみ

富士・東部保健所管内

令和元年第 50 週 (12/9～12/19) のみ

中北保健所峡北支所管内

【直近の注意報レベル入り】

令和 8 年第 20 週 (5/11～5/17) から第 24 週 (6/8～6/14) 富士・東部保健所管内

令和 8 年第 19 週 (5/ 4～5/10) のみ

甲府市保健所管内

●水痘(水ぼうそう)はどんな病気？

- ✓ 水痘・带状疱疹ウイルスによる感染症です。
- ✓ 冬から春に流行しますが、年間を通じて患者が発生します。
- ✓ 患者の多くは9歳以下ですが、成人はより重症化しやすいので注意が必要です。
- ✓ 学校保健安全法では、全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで、出席停止となります。(保育所でも準じた対応となります。)
- ✓ 学校医やかかりつけ医の判断で、登校可能な場合や出席停止が延長される場合もあります。

●こんな症状は要注意！

- ✓ 潜伏期間は感染から2週間程度で、全身性で掻痒を伴う発疹が出現します。
 - ✓ 主な症状は、発熱と発疹。子どもの初期症状は発疹です。
 - ✓ 最初は頭皮、次いで体や手足に現れ、全身に広がります。発疹は水ぶくれになり、化膿することもあります。
- このような症状が現れたら水痘を疑い、早めに医療機関の受診を！
- ※受診する前に医療機関へ連絡をして症状などを伝えてください。

●どうやって感染するの？

- ✓ 感染経路は、空気感染・飛沫感染(患者の唾液や鼻汁がくしゃみやせきで飛び散ることや、吸い込むことで感染)、接触感染(患者の手やさわったものを介して、口に入れたり鼻をさわったりすることで感染)があります。

●予防方法や対処方法は？

- ✓ 患者との接触を避けることがもっとも重要です。
- ✓ ワクチン接種も予防に有効です。水痘ワクチンは定期接種になっていますので、対象年齢になったら忘れずに接種しましょう。
- ✓ 感染のおそれがないと診断されるまでは、人との接触を出来るだけ避けることが大切です。
- ✓ 発疹をひっかいて傷をつけないよう、手を清潔にして爪を短くしましょう。
- ✓ お風呂で体を温めるとかゆみが強くなるので、シャワーがおすすめです。